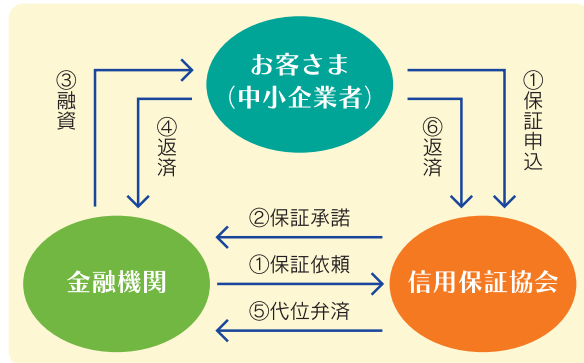


信用保証制度のしくみ

信用保証協会は、中小企業のみなさまが金融機関から事業資金を借入れるとき、公的な保証人となって資金を借りやすくするための機関です。



- ①金融機関等の窓口を通して保証依頼，保証申込みしていただきます。
- ②信用保証協会は，企業の信用調査や審査等を行い，保証の諾否を決定します。
- ③金融機関は信用保証書に基づき，中小企業者に融資します。
- ④中小企業者は融資条件に基づき，金融機関に返済していただきます。
- ⑤万一お客様が借入金の全部又は一部の返済が出来なくなった場合，信用保証協会がお客様に代わって借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑥代位弁済後，お客様は協会に対して返済していただきます。

信用保証協会利用のメリット

- 借入枠の拡大が図れます
お取引金融機関のプロパー融資と保証付き融資の併用で，借入枠の拡大が図れます。
- 原則として第三者保証人は不要です
原則として，連帯保証人は法人の代表者（実質経営者を含む）のみでご利用いただけます。
- 無担保での利用が可能
必要に応じて不動産等の担保を提供していただく場合がありますが，無担保でご利用いただける保証制度をご用意しています。
- 鹿児島県・鹿児島市の融資制度が利用可能
信用保証協会の保証により，固定・低金利の鹿児島県制度資金・鹿児島市制度資金のご利用が可能です。
- 長期の保証で資金繰りをサポート
信用保証協会が保証人になることで，長期の融資も可能になります。
- 各種支援サービスが無料で利用可能
経営相談や専門家派遣等の支援サービスをご用意しております。なお，信用保証協会は信用保証料以外の費用は一切いたっておりません。

創業支援窓口のご案内

創業サポートチームが創業のお悩み解決と一緒に目指します！

創業にチャレンジする方や創業したばかりの方を支援するため，当協会の創業サポートチームが創業計画へのアドバイスや創業フォローアップ訪問を無料で行っています。
また，創業後の方を対象に外部専門家（中小企業診断士・税理士等）を無料で派遣し，経営診断の実施や経営課題の解決を図ります。創業サポートチームのメンバーが丁寧に対応いたしますので，お気軽にお問い合わせください。

- ◎お問い合わせ先…経営支援部 TEL 099-223-0274
- ◎受付時間…9:00～17:15（土・日曜日及び祝日は除く）

鹿児島県信用保証協会のご案内

事務所ご案内

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号（鹿児島県産業会館内）

保証部（4階）

TEL 099-223-0271
FAX 099-222-1093

経営支援部（4階）

TEL 099-223-0274
FAX 099-222-1093

管理部（3階）

TEL 099-223-0272
FAX 099-223-0318

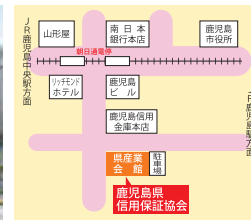
総務部（4階）

TEL 099-223-0273
FAX 099-223-6399

ホームページアドレス <https://www.kagoshima-cgc.or.jp>

苦情相談窓口 TEL 099-223-0530

金融機関紹介窓口 TEL 099-223-7755



交通アクセス

- JR鹿児島中央駅から……市電で12分「朝日通」電停下車 徒歩3分
- JR鹿児島駅から……市電で5分「朝日通」電停下車 徒歩3分
- バス停「金生町」又は「市役所前」から……徒歩3～5分

個人情報保護宣言

鹿児島県信用保証協会は，個人情報の重要性を認識し，当協会の個人情報保護宣言に基づいて個人情報保護に努めます。



鹿児島県信用保証協会は、「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」・「鹿児島ユナイテッドFC」を応援しています。
このパンフレットは「かごんまの色」を使用して製作いたしました。

創業者のための 保証制度のご案内

中小企業のみなさまが 金融機関から事業資金を借入れるとき
「公的な保証人」となって 資金調達をサポートします！



©光プロダクション



1. 協会制度

創業関連保証・創業等関連保証

鹿児島県内で創業される方を対象として、信用保証協会をご用意している保証制度です。

- ①創業関連保証
- ②創業等関連保証

保証限度額	①	運転・設備資金 2,000万円
	②	運転・設備資金 1,500万円
保証期間	10年	
保証料率	年1.00%	
貸付利率	金融機関の所定利率	

ご利用できる方

- ①創業関連保証（責任共有対象外）
産業競争力強化法に基づく創業者で創業にかかる資金が必要な方
（自己資金要件なし）
- ②創業等関連保証（責任共有対象外）
中小企業等経営強化法に基づく創業者で創業にかかる資金が必要な方
（事業を営んでいない個人による創業の場合、借入限度は自己資金の範囲内）

NPO法人はご利用になれません。

2. 鹿児島県中小企業融資制度

鹿児島県創業支援資金

鹿児島県内で創業される方を対象として、鹿児島県により制定された保証制度です。

商工団体の推薦を受けた方
国が認定した特定創業支援事業による支援を受けた方

保証限度額	運転・設備資金 2,000万円	
保証期間	運転資金 7年 設備資金 10年	
補助後の保証料率	①	年0.13% ~ 1.58% 女性や青年（30歳未満）による創業の場合は、年0%~1.26%
	②	年0.68% 女性や青年（30歳未満）による創業の場合は、年0.36%
	③	
貸付利率	1年以内	年1.7%
	1年超3年以内	年1.9%
	3年超5年以内	年2.0%
	5年超7年以内	年2.2%
	7年超10年以内	年2.3%

ご利用できる方

- ①新規に中小企業者として県内で事業を開始しようとする個人及び会社又は企業組合として県内で事業を開始しようとするもの（開業して6月未満の者を含む。）で次の要件のいずれにも該当するもの
ア 適切で確実な事業計画及び経営能力を有する者
イ この融資を受けて開業することにより、地域経済の活性化に寄与するものとして、商工団体の長が推薦した者
- ②1月以内に新たに事業を開始しようとする個人、または2月以内に新たに会社を設立する者で次の要件のいずれにも該当するもの（開業して5年未満の者も含む。）
ア 適切で確実な事業計画及び経営能力を有する者
イ この融資を受けて開業することにより、地域経済の活性化に寄与するものとして、商工団体の長が推薦した者
- ③国が認定した市町村等の特定創業支援等事業の支援を受けて6月以内に、新規に中小企業者として県内で事業を開始しようとする個人及び会社（開業して5年未満の者も含む。）

県内に居住しているものに限る。
NPO法人はご利用いただけません。

3. 鹿児島市中小企業融資制度

鹿児島市創業支援資金

鹿児島市内で創業される方を対象として、鹿児島市により制定された保証制度です。

保証限度額	運転・設備資金 2,000万円 （うち運転資金は1,400万円以内）	
保証期間	運転資金	7年
	設備資金	10年
保証料率	①	年1.00%
	②	年0.45% ~ 1.90%
補助後の保証料率	年0.09% ~ 0.64% （特定のセミナー等の修了者または女性、若者（30歳未満）、シニア（55歳以上）が利用する場合、年0.12%~0.48%。特定のセミナー等の修了者が女性、若者、シニアの場合、年0.09%~0.38%。）	
貸付利率	1年以内	年1.7%
	1年超3年以内	年1.9%
	3年超5年以内	年2.0%
	5年超7年以内	年2.2%
	7年超	年2.3%
	当初12月以内の支払利子相当額の補助あり （上限30万円）	

ご利用できる方

鹿児島市内で事業を開始しようとする方（事業開始により鹿児島市に住所及び事業所を有することとなる方を含み、既に事業を開始している中小企業者にとっては、事業開始の日から6月を経過していない方に限る）であって、次のア又はイのいずれかに該当する方
ア 事業経験がない方
イ 鹿児島市内での事業経験がなく、鹿児島市外で新規に事業を開始してから5年未満で、かつ、全事業所を鹿児島市内に移転しようとする方

- ①創業関連保証対応（責任共有対象外）
上記アについては、次の(1)(2)のいずれかに該当する方
(1)事業を営んでいない個人(1月以内に開業)
(2)会社を新たに設立する個人(2月以内に開業)
※鹿児島市の特定創業支援等事業(創業スキル養成講座等)を受けた場合6月以内に開業
- ②一般保証対応（責任共有対象）
創業関連保証の要件に該当しない方(担保の提供がある方、NPO法人等)

信用保証協会の保証実績のない方で、担保の提供がなく、融資申込額が500万円を超える場合、鹿児島市中小企業融資審査会の対象となります。